

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 7 年度 第 7 回

農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 15 日

令和 7 年度 第 7 回横手市農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 15 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
4. 議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
5. 議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 議案第 35 号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
7. 議案第 9 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3		欠	1 5	高 橋 馨	出
4		欠	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐 々 木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0		欠
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1		欠	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2		欠	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

3番	佐 藤 省 美	委員
4番	石 山 俊 彦	委員
11番	新 山 武	委員
12番	千 田 誠 治	委員
20番	丹 波 賢 太郎	委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	柴 田 正 之
増田地域局	農委事務局主任	佐 藤 大 斗
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	堀 江 つ く し
十文字地域局	農委事務局主査	原 か お る
山内地域局		
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は19名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第7回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 16番 佐藤 吉治 委員 17番 高橋 尚也 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は14件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」は、横手地域局管内からの申請です。借受により経営規模の拡大をするものです。 「2番」、「3番」は、増田地域局管内からの申請です。自作地相互の交換をするものです。 「4番」から「6番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「4番」、及び議案書3ページの「5番」は、自作地相互の交換をするものです。「6番」は、経営移譲年金受給のため親子間の使用貸借権を再設定するものです。 「7番」は、雄物川地域局管内からの申請です。経営移譲年金受給のため親子間の使用貸借権を再設定するものです。 「8番」、「9番」は、大森地域局管内からの申請です。「8番」は、農業廃止のため、近隣の耕作者へ農地を売渡するものです。 議案書4ページをご覧ください。「9番」は、家庭菜園用地として、農地を受贈するものです。譲受人は、従来から農機具を所有し、親族の宅地内の家庭菜園用地を借受して耕作しているとのことです。ただし、宅地内家庭菜園のため、経営面積には現れていません。 「10番」は、十文字地域局管内からの申請です。県外在住のため、近隣の耕作者へ農地を売渡するものです。 「11番」から「14番」は、大雄地域局管内からの申請です。「11番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を売渡するものです。「12番」は、経営縮小のため、親族へ農地を贈与するものです。 議案書5ページをご覧ください。「13番」は、経営移譲年金受給のため親子間の使用貸借権を再設定するものです。「14番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。

	以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番から 14 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 31 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 31 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 8 ページをお開き下さい。案件は 1 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、 地域局管内からの申請です。 「農地区分」は、農地法施行令第 5 条第 1 号に規定するおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるとの理由から、第 1 種農地と判断されます。 「事業概要」は、申請者は水稻の耕作、鶏の飼育及びこれらから生じた生産物の販売等を目的とする法人で、従業員の駐車場が借地であり、来客用の駐車場が不足しているとのことから、駐車場として整備しようとするものです。 「土地概要」は、申請地は、市役所 庁舎から西へ約 3.0km に位置しており、地目は登記・現況ともに「田」となっております。隣接地の状況は、北側・東側は「田」、西側・南側は「市道」となっております。 「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。 「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。 「被害防除」は、周囲への影響が無いようにするとのことです。 「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」、「2. 排水放流につ

いては、関係機関と協議すること。」、「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第1種農地であります。農畜産物販売施設の駐車場を整備するものであり、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、9月25日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、飯野正和委員、佐藤秀昭推進委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

なお、補足として、許可とされた場合には、駐車場が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」に規定する「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。

以上の案件中の対象地については、市の地域計画に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、「農振の軽微変更通知」または「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」の証明書等が提出されていることを申し添えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第32号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第32号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程4、「議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書12ページをお開き下さい。案件は3件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」と「2 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。事業者及び転用目的が同じで、申請地が近隣にあるので、併せてご説明します。

「農地区分」は、「1 番」については、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（準工業地域）」であるとの理由から第 3 種農地と判断されます。「2 番」については、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められているとの理由から、農地法第 4 条第 6 項第 1 号イに規定する農用地区域内にある農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は冬期間の県道及び市道の除排雪を請け負っている株式会社で、除排雪の効率化を考え、担当区域近くに一時的に雪置場を確保するため、一時転用しようとするものです。

「土地概要」は、市役所■■■■庁舎から北に約 800m に位置しており、地目は登記・現況ともに「田」となっております。隣接地の状況は、「1 番」については、北側は水路を挟んで「宅地」、西側は現況「宅地」、南側は「農道」、東側は「市道」となっております。「2 番」については、北側は水路を挟んで「田」及び「宅地」、西側は「田」を挟んで「宅地」、南側は水路を挟んで「田」、東側は「田」となっております。

「資金計画」は、借受人である法人の役員個人の農地を使用貸借するものであり、経費は発生しません。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、「1 番」については、第 3 種農地で、「2 番」については農用地区域内にある農地であります。農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

なお、本案件はそれぞれ県及び市との「除排雪作業業務委託契約」の入札中であり、落札による契約締結をもって許可することとします。

「現地調査」は、10 月 3 日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

議案書 14 ページをお開き下さい。「3 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第 5 条第 1 号に規定するおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるとの理由から、第 1 種農地」と判断されます。

「事業概要」は、申請者は米、麦、雑穀類の加工及び販売等を目的とする株式会社で、現在、社員、来客用の駐車場及び堆雪場が不足している状況であることから、申請地に駐車場及び堆雪場を整備しようとするものです。

	「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から北東へ約 1.1 k mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・東側・西側は「田」、南側は「宅地」となっております。 「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの融資見込証明書により確認済みです。 「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は砕石敷部分については自然流下、アスファルト部分については油分離層を設置して経由させ水路への放流させる計画です。 「被害防除」は、緑地帯を設け、周囲への影響が無いようにすることです。 「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」、「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」、「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。 「他法令」については、都市計画法第 29 条の規定による開発行為について協議中であり、許可見込みです。 「申請地」は、第 1 種農地であります。農畜産物販売施設の駐車場及び堆雪場を整備するものであり、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。 「現地調査」は、9 月 25 日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、飯野正和委員、佐藤秀昭推進委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。 なお、補足として、許可とされた場合には、「駐車場及び堆雪場」が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」に規定する「工事の完了の報告があった日から 3 年間、6 か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。 以上の案件中の対象地については、市の地域計画に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、「農振の軽微変更通知」または「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」の証明書等が提出されていることを申し添えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
7 番佐藤仁	「1 番」、「2 番」について、備考欄に期間 6 か月と記載されております

委員	が、いつからいつまででしょうか。
事務局	許可となってからとなりますので、期間は、11月から4月までとなります。
7 番佐藤仁 委員 事務局	一時転用ですので、その後は農地として戻すということでしょうか。 「1 番」については、昨年も同じような案件が上がっておりまして、一時転用後、田を耕作していることを確認しておりますので、今年も同じような形で行うと思われます。
16 番佐藤 吉治委員	「3 番」の案件について、ご説明いただいた事務局と私の見解は異なるように思っています。これは、本来 1 つの目的で検討すべき申請を事務局は第 1 種農地の駐車場及び堆雪場の二つの目的で検討したということです。 第 1 種農地の駐車場の転用は、原則として不許可となります。これは甲種農地や農振農用地と同様です。駐車場は更地にすればそれだけで利用できるわけで、その後、異なる目的だったり、あるいは転売だったり、そのようなことをするからこそ原則は不許可です。ただし、ご承知のとおり不許可の例外があり、真に必要性、あるいは規模の妥当性が整えば、それは不許可の例外として叶うということです。 そこで説明はあまりありませんでしたが、現状の施設できっちり駐車場のスペースに不足、余裕がないのかどうかしっかり聞いたのかどうか。さらに、面積が概ね 1ha ぐらいですが、通常、駐車場は大体普通車であれば 1 台 12.5 m²、交差進入路を含めても大体 1 台当たり 20 m²です。これを割り込むと 500 台が必要になります。イメージしやすく申し上げますと、■■■■で都市近郊の場合は、大体 1000 m²あれば十分です。50 台です。ですがこのような農村の場合は、2,000 m²、100 台あれば十分です。この近くにある ■■■■が五つぐらい必要な駐車場が必要というのは、考えられない規模です。そのような真に必要な書面と、それからどのように配置するのか、その図面すら配付されていない。それでは、なかなか判断ができないのではないのでしょうか。 駐車場については、非常に、慎重に判断しなければならない。こういう点を判断するような書面と図面が配付されていません。必要最小限の規模がどうか分からない。加えて、この案件は、及び堆雪場となっています。堆雪場の場合は、先ほどありました通り、一時転用が原則ですが、堆雪場が必要だという説明が、通り一遍でよくわかりません。それから、どれぐらいの面積が必要なのかも分からない。 そして、駐車場及び堆雪場ということですが、1ha ぐらいの土地に対して、どれぐらいの駐車場と、どれぐらいの堆雪場が必要なのかも分からない。冬はすべて堆雪するのであれば、冬は駐車場はいらないのか必要なのかそういう事も分からない案件では、判断しようがありません。 そもそも一つの転用案件に対して目的が二つというのをこれはどうかと思います。こういう点から考えますと、議長の手元にあるメモで採決をとろうというふうに思いますけども、果たして、採決が叶う段階に整

	っているのか。この辺は非常に疑問だと思いますね。以上です。
事務局	現在の敷地の中に車を駐車しており、ほぼ満杯の状態で、スペースがないということで受け止めているところです。まして、工場敷地内に点在して置いている状態で、除雪にも困っている状態であるということ。また、そういう状況であることから来客用の駐車場も取れない状況であり、今回この申請地に駐車場を設けるということであります。来客用も含めて約 150～160 台ぐらいだと思います。 当然そういう状態ですので、今までの除雪体制も大変困っているということでその除雪の雪を置くところが必要である。また、緑地帯につきましては、開発許可をするときに、今の工場は都市計画法の絡みの前にできた工場で、その現況、建物周辺の部分の緑地帯を今回の申請地に求められたということがございまして、緑地帯の面積も出ているということになります。
16 番佐藤 吉治委員	そんな資料も必要だと思いますけれども、150 台必要だったら 3,000 m²で十分、それから、緑地帯、当然都市計画に準じた場合で 3%必要です。それがあっても十分 4,000 m²で足ります。 さて、堆雪場との関係も分かりません。どのように車を配置するのかも分かりません。 ですから、書面と図面が必要です。 判断できるような資料を出すのが事務局の仕事ですが資料がなければ議長がこれを採決することは無理です。
事務局	ただいまのご意見ですが、いわゆる今回駐車場ということで出させていただきました。この後、同様な案件の場合に、図面等を添付してほしいというそういう趣旨でございますか。
16 番佐藤 吉治委員	この後の案件ではなく、この案件についてです。駐車場だけではなく、駐車場と堆雪場、緑地帯について図面できちんと分かるようにしていただきたい。堆雪ですから冬だけです。夏場はどうするのか。要は書面による真の必要性和図面による判断ができない状況です。 何回も同じこと言いますが、これだけで委員の判断を求めるということは、これは完全に事務局主導ではありませんか。 ここは第 1 種農地で、非常に大切な農地です。
事務局	本案について、この関係の図面を今この場でお渡しすればよろしいということで、よろしいですか。
16 番佐藤 吉治委員	あまりに簡単に考えていますが、質疑に必要なその書面と、それから今言った案件に書いてある駐車場、堆雪場、それから緑地帯の配置図が必要なのではありませんか。出せばよろしいですかではなく、初めから出さないといけないのではありませんか。
議長	暫時休憩します。

	(暫時休憩)
議長	休憩前に引き続き会議を再開します。 ただいま 16 番佐藤吉治委員から質問があった部分につきましては、事務局の方で資料を作成しておりますので、出来次第佐藤委員の質問についてはお答えするというので、会議は 1 番佐藤保委員から質問が出ておりますので、そちらの質問を伺って、議事の方を進めたいと思います。
1 番佐藤保委員	2 点お聞きいたしますが、まず「3 番」の売買価格が 〇〇万円と結構高額な取引になっていますが、この価格の根拠をお聞かせ願いたい。もう一つは、「1 番」、「2 番」の件で雪捨て場が必要なのは重々承知しておりますが、ここの交通量が混んでいるイメージがあります。そういう周囲の環境に配慮はされていると思いますが、その安全面で私たちが心配する必要はないのかもしれませんが、近くに集合住宅などもございますし、人との干渉があると思われしますので、そういう安全面での考慮というはされているのでしょうか。
事務局	金額については、あくまで申請者同士での話し合いの中で決めることですので、申請者同士の話し合いの中で決めた額でございます。 「1 番」、「2 番」の安全面というお話ですが、むしろこの安全性を確保するために必要な場所であり、朝皆さんの通勤通学が始まる前に速やかに除排雪した雪を一時ストックするために、この申請者の会社のすぐ近くの場所を確保しているということです。
議長	それでは現地を調査されました 2 番佐々木由紀子委員より補足をお願いします。
2 番佐々木由紀子委員	事務局への質問だと思いますが、「1 番」と「2 番」の安全は確保されています。混む道路からは逸れておりますので、全く事務局が説明通りですけれども安全面は大丈夫です。
1 番佐藤保委員	ありがとうございます。
議長	1 番佐藤保委員からの質問を終了して、16 番佐藤吉治委員の質問に引き続き事務局より回答申し上げます。
事務局	図面が白黒で分かりにくいと思いますが、図面の左側が今回の申請地となっています。工場側の小さい四角が駐車場ということで、車はある程度固定されている部分でございます。 図面の真ん中に横断を図った線がありますが、大体この辺で小型車中型車についてはこの辺で通路を含めての形になっております。左側に若干濃いラインがありますが、その囲ってある部分が緑地帯です。その緑地帯と A の線の間が堆雪場となっておりますが、実際にここについては雪押場ということで置いておりますが、大型車等の待機場所を兼ねてお

	り、運行上の安全面を踏まえて、この面積を出しているということになっております。
16 番佐藤吉治委員	必要性の書面ありませんし、図面を渡されてそのような説明がありましたが、転用は一つの目的に対して一つの申請ではありませんか。果たして第 1 種農地で建造物のない緑地帯というのが認められるのでしょうか。さらに駐車場、それから堆積場となっていますが、この三つの目的に対して一本で申請とするのでしょうか。 これでは、とても判断できません。
議長	佐藤吉治委員の質問の内容についてもう一度お願いします。
16 番佐藤吉治委員	質問より意見です。要は簡単に言えば、これは申請として議題として挙げる案件ではないと思います。理由としては、その判断資料というのが足りませんし、さらに細かく言いますと、先ほど言った建造物がない緑地帯や、堆雪場として転用が可能なのでしょうか。 三つの目的を一括で申請するようなことができるのかという意見です。 採決するのかどうかそれは議長のご判断だと思いますが、今回は 5 条の案件が三つあります。一括で 5 条の案件についてどうですかというよう採決はしないでいただきたい。私はこの「3 番」については反対ですが、一括で採用されたら「1 番」と「2 番」についても反対ということになります。私は「1 番」と「2 番」はよろしいかと思います。そのような点も考慮して採決の仕方も工夫してください。
事務局	16 番佐藤吉治委員がおっしゃられたこの駐車場、堆雪場、緑地帯というのを 1 件の申請にできるかという件ですが、むしろ 1 件にしなければならぬとこちらでは考えております。確かに主たる目的は駐車場ですが、それに伴って連動して堆雪場を、都市計画法の許可を得るために緑地帯も必要になります。 これらは一体のものであり、個別に分けて申請できるものではありませんので、一体でなければ申請できないものと考えております。以上です。
7 番佐藤仁委員	個人的な考えは各委員いろいろあると思います。私今までこういう議案の採決のときは、地元で現地確認された委員が必ずおりますので、その委員をやっぱり代表として信じています。 個人の意見はいろいろあると思いますが、それはあくまでも意見なので、議論を前に進めてもらわないと、現地確認された委員の意見を重要視していることを意見させていただきます。
議長	現地調査されました 9 番佐藤勇委員よりお願いします。
9 番佐藤勇委員	現地調査をしまして、現在の建物の周りに駐車場も少ない状況であり、申請の内容でいいということで判断いたしました。以上です。

議長	ただいま 9 番佐藤勇委員より現地調査の報告がありました。 他に皆様の方からご質問、ご意見ございますか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、議案第 33 号について、採決は 16 番佐藤吉治委員より分けてという意見がありましたが、一括で審議をさせていただきます。
議長	この件に関しまして、お諮りをいたします。議案第 33 号につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします (挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「議案第 33 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに、議事参与の制限の案件により、議長を堀江会長職務代理者と交代します。 暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長 (職代)	会議を再開します。 「整理番号 1264 番」は、飯野正和委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 【議席番号 24 番 飯野正和委員 一時退席】
議長 (職代) 事務局	「整理番号 1264 番」について、事務局の説明を求めます。 それではご説明いたします。再配分になります。 農地中間管理機構である秋田県農業公社が農地中間管理権を取得している農地を、農家が借り受けるものとなります。議案書 21 ページの「整理番号 1264 番」の 1 件は、所有者不明農地として所定の手続き後、秋田県知事に対し裁定の申請を行い、秋田県知事が利用権を設定すべき旨を裁定後、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 11 月 28 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しておりま

	す別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長 (職代)	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長 (職代)	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 1264 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長 (職代)	全員賛成ですので、「整理番号 1264 番」については、承認することにいたします。 退席委員の入場を認めます。 【議席番号 24 番 飯野正和委員 着席】
議長 (職代)	ここで、議長を会長と交代いたします。 暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
事務局	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1251 番」から「整理番号 1263 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。 議案書 18 ページの「整理番号 1251 番」から、「整理番号 1252 番」の 2 件は、令和 7 年 11 月 28 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 12 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 次に権利設定になります。議案書 19 ページの「整理番号 1253 番」から、「整理番号 1260 番」の 8 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 11 月 28 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 34 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。 続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するもの

	です。議案書 20 ページの「整理番号 1261 番」から、「整理番号 1262 番」の 2 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 11 月 28 日付の県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。 続いて再配分になります。農地中間管理機構である秋田県農業公社が農地中間管理権を取得している農地を、農家が借り受けるものとなります。議案書 21 ページの「整理番号 1263 番」の 1 件は、所有者不明農地として所定の手続き後、秋田県知事に対し裁定の申請を行い、秋田県知事が利用権を設定すべき旨を裁定後、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 11 月 28 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1251 番」から「整理番号 1263 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1251 番」から「整理番号 1263 番」について、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 34 号」について、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。 暫時休憩します。 (暫時休憩) 【横手市農業振興課職員入場、着席】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します
議長	日程 6、「議案第 35 号 横手市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。

議長

本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。

農業振興
課

事前に配付いただいております議案第 35 号別紙によりご説明いたします。今回の変更申出は、8 月 8 日までに受付した農振除外案件 2 件編入案件 2 件となっております。

現地調査を 9 月 11 日に実施し、市関係部局及び農業委員会事務局と書面にて協議を実施しております。また、10 月 1 日には横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、「除外申出については、農振法第 13 条第 2 項の 6 要件で、編入申出については、農振法第 10 条第 3 項で審査したものであり除外及び編入を可とする」との議案内容についてご審議いただき、「異議なし」の承認をいただいていることを報告させていただきます。それでは、各案件について説明いたします。

「申出 1」は、登記簿面積 29 m²の編入です。

申出者は、現在市内のアパートに居住しておりますが、今後、今回の申出地の向かい側へ自宅の建設を予定しております。お手元の資料で見ると、ハウスが立ち並んでいる向かい側で、青い屋根の隣の敷地になります。この自宅建設予定地に接する道路が現状 4m未満の道路となっており、建築基準法における接道要件を満たしていないため、申出地へ道路を拡張するものです。

当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、他に適地がない場所であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 2」は、登記簿面積 1,021 m²の除外です。

申出者は、現在農業用ドローン教習事業を展開しており、当該地をその教習場用地として利用する計画でございます。建築物の設置は特段考えておりませんが、教習や試験用のポール等を設置する予定です。近隣の候補地も数カ所検討いたしましたが、条件面で折り合いがつかなかったため、営業所及び格納倉庫に隣接する今回の申出地を選定いたしました。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。なお、申出地の東側に農地が一筆あり、こちらと一体で整備する予定でございますが、こちらは用途地域となっており、農振地域外であることを申し添えます。

「申出 3」は、登記簿面積 62,317 m²の編入です。

この案件は、令和 7 年度から令和 10 年度を事業年度として実施中でございます、■■■■土地改良事業にあたり、事業区域内に農振非農用地が含まれていることから、編入申出がなされたものであります。すでに着工している事業において、現段階で編入することとなった経緯として、本県営事業はストックマネジメント事業であり、過去の事業によって設置されたポンプ設備及び電気設備の補修、土木構造物の表面補修、断面修

	復、またタラップ及びグレーチングの更新を実施する内容でございます。そのため受益地については既に農用地へ編入されているものとして進めておりましたが、改めて確認したところ、農用地区域外農地が複数あることが判明した次第でございます。 当該地を優良農地として農用地に含めることにより、農地集積や農作業の効率化による推進が図られることから、編入は適当と判断いたしました。 「申出 4」は、登記簿面積 35,772 m²の編入です。 この案件は、令和 8 年度を事業年度として実施予定である、農地耕作条件改善事業の実施にあたり、事業区域内に農振非農用地が含まれていることから、編入申出がなされたものであります。 当該地を優良農地として農用地に含めることにより、農地集積や農作業の効率化による推進が図られることから、編入は適当と判断いたしました。 協議案件は以上の 4 件であります。ご協議のほどよろしく願いいたします。
議長	農業振興課の説明がありました。この件につきまして、皆様からご質問等ございませんか。
16 番佐藤吉治委員	ご説明ありがとうございました。最初の 1 番について申し訳ありませんが、もう一度、なぜこれが必要なのか説明をお願いします。
農業振興課	お手元の資料を見ていただきますと、申出地と書かれたところのすぐ上のところに、自宅を建築する予定であります、そこに接道する道路が現状 4m未満の道路となっており、建築基準法における接道要件を満たしておりませんので、4mを確保するために今回拡張する計画です。
16 番佐藤吉治委員	はい。ありがとうございます。ただ図面を見まして、このパイプハウスのギリギリのところですね。実際現地に行くと違うかもしれませんが、道路法の道路ではない訳ですし、道路構造令で路肩を定めない場合は施設のギリギリでは建築制限にかかりますから、この農業用施設に支障がないように定めていただければと思います。
農業振興課	申出時点でハウスの所有者また土地の所有者の方の同意はいただいております。また建築住宅課と先に協議していただきまして、位置指定道路として認められると伺っておりますので、その辺は大丈夫ではないかと理解しております。
議長	他に質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 35 号」について、

	承認することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 35 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。 暫時休憩します。 (暫時休憩) 【横手市農業振興課職員退席、退場】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程 7、「報告第 9 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	議案書 24 ページをお開き下さい。報告件数は 7 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、■■■■地域局管内です。 「照会地」は、■■■■地区交流センターから北東へ約 950m に位置しております。隣接地との状況は、北側は「池沼」及び「畑」、西側は「山林」及び「宅地」、南側・東側は「宅地」となっています。 「土地の状況」は、農業委員会の許可が必要との認識を失念し、数十年前に車庫及び庭園を、平成 4 年に同敷地内に物置を建築してしまったとのことで、現在も同様に宅地として一体的に利用されており、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、9 月 5 日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、高橋馨委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、9 月 5 日付けで記載のとおり報告しております。 「2 番」は、■■■■地域局管内です。 「照会地」は、市役所■■■■から南へ約 1.2 km に位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「市道」、南側は「宅地」、東側は「法定外道路」となっています。 「土地の状況」は、申請者の亡き父が農業委員会の許可が必要との認識を失念し、「492 番 2」は昭和 54 年に、「492 番 3」は昭和 47 年にそれぞれ新築目的のため当該土地を貸し付けしたとのことで、現在も同様に使用されており、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、9 月 26 日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、9 月 26 日付けで記載のとおり報告しております。 「3 番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から南東へ約 1.4k mに位置しております。隣接地との状況は、北側・東側は「宅地」、西側は「県道」、南側は「畑」となっています。

「土地の状況」は、知人が自宅への通路として、所有者の承諾を得て使用していたとのことで、現在も同様に使用していることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、9月3日、千葉肇委員、千田誠治委員、内藤和洋推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、9月4日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から西へ約 2.1k mに位置しております。隣接地との状況は、「258番1」については、北側は「法定外道路」、南側・東側は「宅地」、西側は「市道」となっています。「260番1」及び「312番」については、北側・東側は「法定外水路」、西側は「畑」、南側は「法定外道路」となっています。

「土地の状況」は、当該地は申請者の亡き兄から相続した土地で、「258番1」については、亡き兄の子の駐車場として昭和60年頃にコンクリートを敷設した。「260番1」及び「312番」については、昭和40年頃には既に杉の木が植えられていたとのことで農地転用許可が必要であることを認識しないまま転用されたものと思われ、現在も同様の状況となっていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、9月12日、高田恵律子委員、丹波賢太郎委員、伊藤英幸推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、9月17日付けで記載のとおり報告しております。

議案書 25 ページをお開き下さい。

「5番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から東へ約 410mに位置しております。隣接地との状況は、北側・東側・南側は「畑」、西側は「堤防」となっております。

「土地の状況」は、申請者が相続したときには既に原野となっていたとのことで、現在も同様の状況となっていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、9月18日、高田恵律子委員、丹波賢太郎委員、佐々木健明推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、9月19日付けで記載のとおり報告しております。

「6番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から西へ約 2.1k mに位置しております。隣接地との状況は、北側は「宅地」、南側・西側は「原野」、東側は「市道」となっております。

「土地の状況」は、当該地は申請者の亡き兄から相続した土地で、昭和42年に住宅を建築した際、庭及び通路として一体的に整備したものと

のことで、農地転用許可が必要であることを認識しないまま転用されたものと思われ、現在も同様の状況となっていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、9月22日、佐藤仁委員、平元沙恵子推進委員、齊藤久美子推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、9月24日付けで記載のとおり報告しております。

「7番」は、[]地域局管内です。

「照会地」は、[]地区交流センターから西へ約2.1kmに位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「宅地」、東側は「田」、南側は「県道」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き父が住宅敷地拡張のため、昭和45年に農地法第5条許可を得て取得されたものであるが、所有権移転登記はしたものの、地目変更登記がされていなかったとのことで、現在は許可どおり宅地として利用されており、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、9月16日、佐々木一誠委員、新山武委員、佐藤吉治委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、9月17日付けで記載のとおり報告しております。

報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第9号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第7回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(11時20分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和7年10月15日

議 長 飯 野 正 和 _____

署名委員 佐 藤 吉 治 _____

署名委員 高 橋 尚 也 _____